

令和6年度生徒指導計画

市川市立第三中学校

●学校教育目標

「心豊かでたくましく共に生きる力を持った生徒の育成」
～将来大人として社会で立派に通用する人間の育成～

1. 生徒指導 基本方針

●自ら考え、自発的に行動する生徒の育成を目指す生徒指導。いろいろな面から生徒の特性を伸ばし、「何かが変わった」「成長や改善のきっかけをつかんだ」といえる生徒指導を展開していく

- (1) 自分で考え、自分で決定する自己存在を意識させる指導に努める
- (2) すべての生徒に発表の機会をつくるように努め、充実感を持たせる
- (3) 秩序ある社会生活を維持するために必要なルールを身につけさせる
- (4) 好ましい人間関係を基盤に、悩みやいじめの早期発見と予防のための教育相談活動の充実に努める
- (5) 養護教諭やカウンセラーとの連携をはかり、適切な教育相談の推進に努める

2. 本年度の生徒指導重点

- (1) リーダーの育成を図り、自ら考え行動できる生徒の育成（言われて動くのではなく、自ら動する生徒を育てる）。
- (2) 陰湿ないたずらやいじめ等を防止するために、生徒の内面に迫る指導を行い、「いじめは絶対にゆるさない」という毅然とした姿勢で取り組んでいく。
- (3) 中学生らしい身だしなみを整えさせ、時と場に応じた行動ができる生徒の育成。
- (4) 不登校、適応指導教室登校生徒を含めた教育相談活動の充実。
- (5) 授業を通じた生徒指導の充実を目指し、授業規律の確立を図る。
- (6) 保護者と連携し、協力し合う体制を確立していく。
- (7) 地域と連携し、開かれた学校を目指す。学区小学校との連携を図っていく。
- (8) 特別支援学級と交流を図っていく。

3. 指導の努力事項

- (1) 生徒理解を深め、適切な指導に努める
 - ①教師と生徒、生徒相互が好ましい人間関係を培い、正しい生徒理解の上に立って生徒自身の自己形成の力を信じて、適切な助言指導を行う
- (2) わかりやすい授業の展開と充実をはかる
 - ①すべての生徒を対象に自ら学ぶ意欲的な学習態度、学習姿勢作りに目を向ける
 - ②学級担任と教科担任との授業における連絡を密にし、情報交換する
 - ③総合的な学習の時間の展開を工夫し、学習活動を活性化させ、生徒達が主体的に学習に取り組むようにする
 - ④授業の中での生徒指導として
 - ア、存在感を持たせ、学習意欲を高める人間関係を作る
 - イ、教材や学習用具を忘れたり、なくしたりした生徒への指導をする
 - ウ、授業態度として、学習の構えや方法を指導する

工、課題意識のもと、自力解決ができるようにする
オ、学習のつまずきに対する指導助言をする
カ、結果より努力に対する承認と称賛をする

(3) 学級活動を計画的に推進し、その充実を図る

- ①学級活動の時間は、生徒指導の機会が存分に発揮される場である。クラスの生徒の雰囲気作り、自発的な集団活動を推進していく
ア、存在感や達成感が味わえる集団活動の場を設定する
イ、集団生活のルールを尊重させる
ウ、交流活動や奉仕活動の積極的な参加を促す
エ、潤いがある落ち着いた教室環境を意識させる。教室の美化に努める

(4) 教育相談活動の重視

- ①すべての教師が共感的な理解と受容的な態度を持って、すべての生徒に接する事が大切である。家庭や関係機関とも連携を密にし、生徒が自己実現をはかれるように支援する。また、担任と不登校支援教室担当者、養護教諭、カウンセラーとの連携を大切に、杓子定規で計らずに、柔軟性をもって対応する

(5) 望ましい友人関係を育て、いじめの解消にあたる

- ①「人をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識にたつこと
- ②いじめられている子供の立場にたった親身な指導を行うこと
- ③生徒間の人間関係の歪みを是正し、摩擦の解消に努める
- ④関係生徒がたどってきた生育歴、家庭環境、考え方、性格を考慮した指導に努める
- ⑤全教育活動を通じて、望ましい友人関係の育成に努める

(6) 不登校対策指導を充実し、不登校防止に努める

- ①教育相談の充実を図ると共に、関係機関や諸団体と連絡を密にし、ふれあいルームを活用し不登校対策の一層の推進をはかる（道徳指導の充実）

(7) 非行等の反社会的問題行動の防止に努める

- ①問題行動をおこす背景については十分理解し、将来への希望を持たせながら指導していく。家庭教育の崩壊が原因であることが多く、保護者をせめるのでは、家庭を支援しながら協力体制をとっていく
- ②校内の指導体制を整えると共に、生徒が意欲や連帯感を持って生活できる集団に育てる

(8) 進路指導の充実

- ①生徒自らの生き方についての指導・助言であると決め、適切な進路選択能力の育成をめざすと共に、各学年が協力しながら、一貫した進路指導を行う

(9) 安全面に気をつけさせ、生徒がケガのない、落ち着いた学校生活を送れるように、指導していく（危険予知能力の育成）

(10) 家庭・地域社会・関係機関との連携を強化する

- ①健全育成連絡協議会、民生児童委員会、地域交流活動等を通し、家庭・関係機関との連携を強め、協力体制を作っていく

4. 問題発生時の取り扱い

- (1) 指導過程で不測の事態が発生したり、生徒、保護者等から指導についての不満が出たりした場合は、学年主任に連絡後、校長、教頭、生徒指導主事に連絡し、その対策を練る
- (2) 保護者への指導や話し合いは、複数であたるようにする

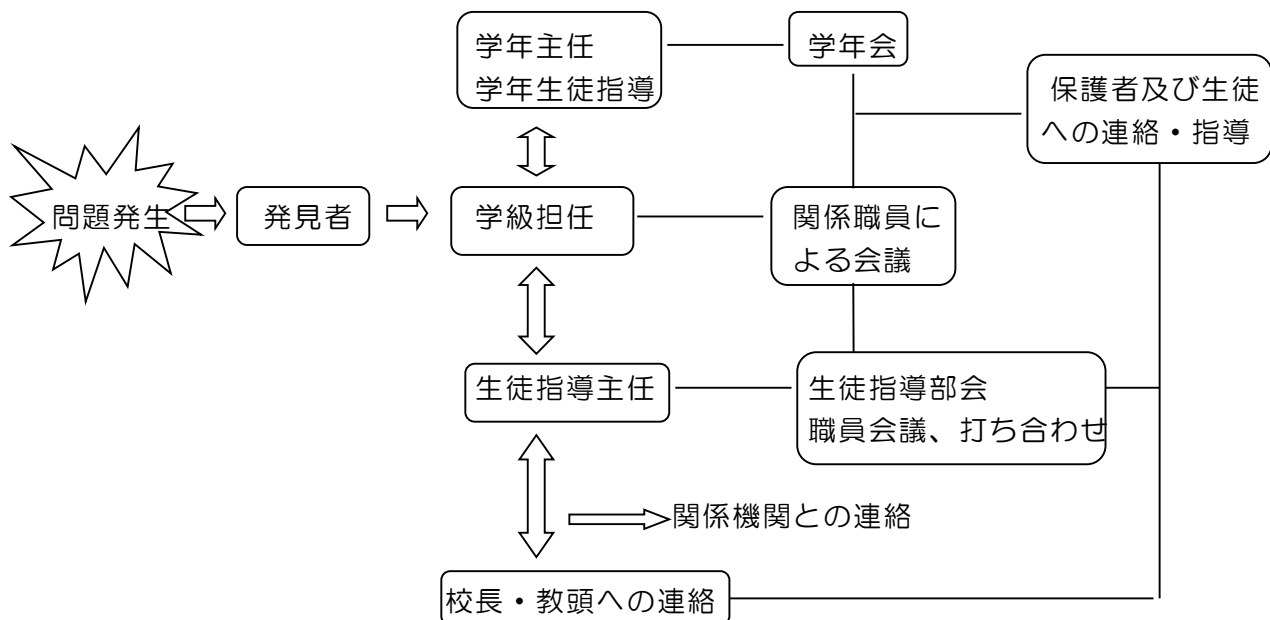
5. 緊急時の連絡と処置

(1) 校内での問題発生の場合

- ①発見者はできるだけ早く（職員室、校長室、事務室）いずれかまで知らせる
- ②連絡を受けた者は、必要に応じて教員を召集し、対応する
- ③現場に急行する者は生徒指導主任、生活指導部、学年主任、該当する生徒の担任、職員室にいる教員。その他の職員は、授業の教室で生徒の掌握
- ④該当者をできるだけ他の生徒から離し、静かに話しができる部屋に移動させる（複数教員）
- ⑤現場に残った教員は周囲にいる生徒の掌握に努める。

(2) 他校生来校の場合

- ①発見者はできるだけ早く連絡する。
- ②対応にあたっては、生徒指導部、職員室にいる職員で協力して対処し、他の教員は校内の生徒の掌握に努める
- ③他校生の場合は、できるだけ刺激しないようにし、どこの学校か、用件は何か、誰を訪ねて来たのか等をできるだけ聞き出し、学校がわかった場合は、すぐに連絡をとり、迎えに来てもらう



- 担任や当該教師を孤立させないためにも学年主任、生徒指導主事と学年内の生活指導担当者が中心となり、学年会で対処すべき事柄について、共通理解を図る。問題の傾向によっては、学年内だけでなく、生徒指導部会、職員会議など全体の場において対策を練る。